

高知港における航行管制のお知らせ

総トン数100トン以上の船舶は

管制信号の遵守を！

高知港では、船舶交通の安全確保のため、法律に基づく航行管制を行っています。
高知水路を航行しようとする船舶は、桂浜信号所及び浦戸信号所の信号に従って
入出航して下さい。

更に、総トン数1,000トン(油送船にあっては、500トン)以上の船舶は

入出航予定時刻の通報を！

* 高知水路へ入出航する場合は、前日の正午までに、入出航予定時刻を高知海上保安部
港内管制室に通報して下さい。

ここで言う入出航予定時刻とは、高知水路へ入る時刻であり次のとおりです。

入航時 … 高知港第一号灯浮標通過時刻

出航時 … 高知港御畳瀬灯台通過時刻

* 高知水路への入出航予定時刻に変更があったときは、直ちに、その旨を高知海上保安
部港内管制室に通報して下さい。

* 入出航当日は、入出航予定時刻の30分前に、「予定に変更がない」ことを高知海上保安
部港内管制室に通報して下さい。

* 入航船は、高知港御畳瀬灯台の正横を通過したとき、速やかに高知海上保安部港内管
制室に通報して下さい。(AISを作動させている船舶を除く。)

* 油送船であっても、ガスフリーした後に検知器等で船長が安全を確認した場合は一般貨
物船と同じ扱いになりますので注意して下さい。

※ 曳船等(押船を含む)が台船等を曳航(又は横抱き)して高知水路を入出航する際は、曳船等と台船等
の総トン数を足したものを船舶の総トン数として運用しています。各船舶は合計総トン数を確認のうえ信
号を遵守するとともに通報をお願いします。なお、台船等については、

- ①総トン数のある場合は、曳船等に台船等の総トン数を加えて下さい。
- ②総トン数がなく積載重量トン数がある場合は「積載重量トン数×0.6」により求めて下さい。
- ③総トン数も積載重量トン数もない場合は「全長×幅×平均吃水(貨物満載)×0.6」により求めて下さい。

上記通報先及びその他問い合わせ先は次のとおりです。

高知海上保安部 港内管制室 電話 088-805-1520
高知海上保安部 交通課 電話 088-832-7114

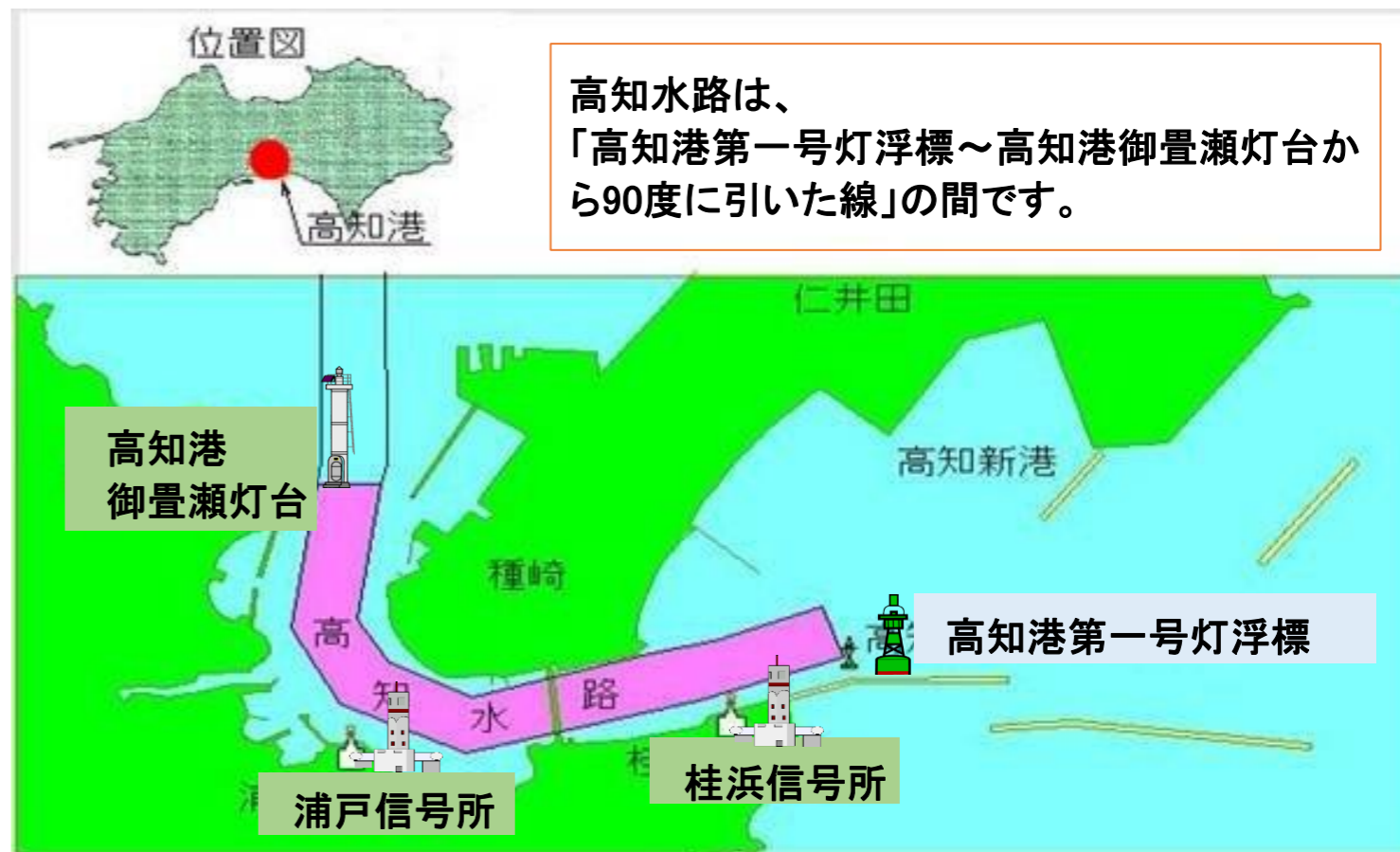


※高知水路の管制情報は、パソコンや携帯電話の検索ソフトで検索して下さい。

高知水路管制

検索

管制区域：高知水路(下図の部分) (港則法施行規則第43条)



高知水路は、
「高知港第一号灯浮標～高知港御畳瀬灯台か
ら90度に引いた線」の間です。

管制信号の形式と意味 (港則法施行規則第20条の2:別表第4)

種類	形式及び意味		管制信号の意味	
	形式	意味	航行できる船舶	航行できない船舶
入航信号	<p>毎2秒に白色光1閃</p>	<p>黒色の上向き円錐形</p>	入航船は、入航することができる。 総トン数100トン未満の出航船は、出航することができる。	総トン数100トン以上の出航船は、運航を停止して待たなければならない。
出航信号	<p>毎2秒に赤色光1閃</p>	<p>黒色の方形</p>	出航船は、出航することができる。 総トン数100トン未満の入航船は、入航することができる。	総トン数100トン以上の入航船は、水路外において出航船の進路を避けて待たなければならない。
総トン数1,000トン(油送船にあっては500トン)以上の船舶の入出航禁止信号	<p>毎3秒に順次、赤色光1閃及び白色光1閃</p>	<p>黒色の鼓形</p>	総トン数1,000トン(油槽船にあっては500トン)未満の入出航船は、入出航することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・総トン数1,000トン(油送船にあっては500トン)以上の入航船は、水路外において出航船の進路を避けて待たなければならない。 ・総トン数1,000トン(油送船にあっては500トン)以上の出航船は、運航を停止して待たなければならない。
入出航禁止信号	<p>毎6秒に順次、赤色光3閃及び白色光3閃</p>	<p>黒色の鼓形及び赤色の方形の旗</p>	港長の指示を受けた船舶のみ入出航できる。	港長の指示を受けた船舶以外の船舶は入出航できない。

注)管制信号は、昼夜間とも灯火(閃光信号)で行います。
ただし、桂浜信号所にあっては、昼間のみ形象物で行うことがありますのでご注意ください。